

## 「だて正夢」ロゴマーク等使用管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県（以下「県」という。）に帰属する「だて正夢」のロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）の商標権及び著作権に基づくロゴマーク等の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (使用許可及び管理)

第2条 ロゴマーク等の使用許可及び管理は、宮城県農政部みやぎ米推進課（以下「みやぎ米推進課」という。）において行う。

### (使用権限)

第3条 ロゴマーク等は、次に掲げる場合に使用できるものとする。

- (1) 米穀販売業者等が宮城県産の「だて正夢」の米（精米、玄米）及び加工品（別表1）等の販売のため商品パッケージ等に使用するとき。
- (2) その他、宮城県産「だて正夢」の認知度向上等のため商品パッケージ等以外に使用するとき。

### (使用できる「だて正夢」の品質)

第4条 ロゴマーク等を使用できる「だて正夢」の品質については、次のとおりとする。

- (1) 米（精米、玄米）については、県が定める水稻品種「だて正夢」生産対策実施要領の品質基準を満たしたものの。
- (2) 加工品原料の米については、全量、農産物検査法に基づく検査の1等及び2等とする。

### (表示)

第5条 第3条（1）の規定によるロゴマーク等の表示は、別記『「だて正夢」ロゴマニュアル』のとおりとする。

### (使用の申請)

第6条 第3条（1）の規定によりロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ県に「だて正夢」ロゴマーク等使用申請書（別記様式1）を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 申請書には、ロゴマーク等を使用しようとする商品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴマーク等を使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。
- 3 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた使用の申請については、前2項に規定する方法により行われたものとみなす。

### (使用の許可)

第7条 県は、ロゴマーク等使用申請書の提出があったときは、次に掲げる審査基準に基づ

きその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は「だて正夢」ロゴマーク等使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可する旨を、いずれかに該当する場合は「だて正夢」ロゴマーク等の使用不許可通知書（別記様式3）により使用を許可しない旨を通知するものとする。

- (1) ロゴマーク等の使用によって商品の品質の誤認又は他社の商品との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (2) 『だて正夢』ロゴマニュアルに合致していないと認められるとき。
- (3) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) ロゴマーク等の使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがあるとき。
- (5) その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められるとき。

2 県は、前項の規定によりロゴマーク等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

#### （使用許可の期間）

第8条 使用許可の期間満了後において、引き続きロゴマーク等を使用しようとするときは、改めて第6条の申請を行い、前条の許可を受けなければならない。ただし、見本に変更が無い場合は、第6条第2項の添付は省略できるものとする。

#### （使用状況の報告）

第9条 使用許可を受けた者（以下「ロゴマーク等使用者」という。）は、使用許可を受けた期間について、年度ごとに「だて正夢」ロゴマーク等使用状況報告書（別記様式4）を県に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する報告は、使用期間の属する年度の翌年度の4月末日までとする。
- 3 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた使用状況の報告については、前2項に規定する方法により行われたものとみなす。

#### （使用上の遵守事項）

第10条 ロゴマーク等使用者は、ロゴマーク等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) ロゴマーク等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (4) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに県に連絡すること。
- (5) ロゴマーク等の使用に係る第三者との係争、審判、訴訟等について、県に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度県と協議して決定すること。
- (6) ロゴマーク等を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

- (7) 県がロゴマーク等の使用に関し確認を行う場合は、ロゴマーク等使用者は、報告を求められた内容を回答しなければならない。また、県に提出を求められた商品及びその他資料を提出しなければならない。
- (8) ロゴマーク等の使用に当たり、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(使用許可の変更及び追加)

- 第11条 ロゴマーク等使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「だて正夢」ロゴマーク等使用許可変更申請書(別記様式5)に許可書及び変更後の見本(見本を添付できない場合は、ロゴマーク等を使用する商品等が確認できる写真、図案等)を添えて県に提出し、改めて変更後の許可書の交付を受けなければならない。
- 2 ロゴマーク等使用者が、使用許可を受けた内容とは別に、新たに商品等にロゴマーク等を使用しようとする場合は、第6条の規定による「だて正夢」ロゴマーク等使用申請書(別記様式1)を提出し、許可を受けなければならない。

(使用の中止)

- 第12条 ロゴマーク等使用者は、ロゴマーク等を使用する必要がなくなったときは、「だて正夢」ロゴマーク等使用中止届(別記様式6)に許可書(変更があったときは、変更後のもの)を添えて県に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

- 第13条 県は、ロゴマーク等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。
- (1) ロゴマーク等使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) ロゴマーク等使用者が第7条に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他「だて正夢」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2 前項の規定により使用の許可が取り消しになった者は、使用許可の取消し後2週間以内に、商品等を廃棄しなければならない。
- 3 県は、ロゴマーク等使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

- 第14条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

- 第15条 ロゴマーク等使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(適正使用の確保)

- 第16条 県は、ロゴマーク等の使用状況について、ロゴマーク等使用者に対し、必要に応

じて報告を求め、又は確認を行うことができる。

(商標の管理)

第17条 県は申請書を審査し使用許可又は不許可を行った場合は、次に掲げる事項を管理台帳に記載し、みやぎ米推進課内に備え置くものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者名・住所
- (3) 使用目的
- (4) 審査結果
- (5) 許可番号
- (6) 許可年月日
- (7) 満了年月日

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1) 第3条関係

宮城県が商標権を有する指定商品・役務及びその区分

第30類	茶、菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、穀物の加工品、ぎょうぎ、しょうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、米、玄米、発芽玄米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類
第31類	あわ、きび、ごま、そば、とうもろこし、ひえ、麦、粳米、もろこし、飼料、種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽
第33類	泡盛、合成清酒、焼酎、白酒、清酒、直し、みりん

(別記様式1) (第6条関係)

## 「だて正夢」ロゴマーク等使用申請書

年 月 日

宮城県農政部みやぎ米推進課長 殿

申請者 住所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

「だて正夢」ロゴマーク等使用管理要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、「だて正夢」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 申請者(法人、団体)の概要(※事業内容が分かる資料を添付すること)
- 2 使用目的(商品・イベント名など)
- 3 使用する形態 別添のとおり  
(※ロゴマーク等が表示された商品等の見本等又は制作物の図案を添付すること。)
- 4 使用数量(制作物の数・印刷部数など)
- 5 使用期間 年 月 日～ 年 月 日
- 6 「だて正夢」の仕入先(予定を含む)  
名 称：  
住 所：  
電話番号：
- 7 使用する「だて正夢」の品質(以下の内容を確認いただき、□にチェック願います。)  
 使用する原料については、「だて正夢」ロゴマーク等使用管理要綱第4条第1項(1)及び(2)に規定する品質基準を遵守します。

(別記様式2) (第7条関係)

番 号  
年 月 日

(申請者) 殿

宮城県農政部みやぎ米推進課長

### 「だて正夢」ロゴマーク等使用許可書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許可します。

なお、使用に当たっては、「だて正夢」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守してください。

#### 記

- 1 申請者  
(住所及び氏名)
- 2 使用目的
- 3 使用する形態
- 4 使用数量
- 5 使用許可期間 年 月 日～ 年 月 日
- 6 その他特記事項
- 7 使用許可番号

(別記様式3) (第7条関係)

番 号  
年 月 日

(申請者) 様

宮城県農政部みやぎ米推進課長

### 「だて正夢」ロゴマーク等の使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった「だて正夢」ロゴマーク等使用申請について、下記の理由により不許可としたので通知します。

記

不許可の理由

(別記様式4) (第9条関係)

## 「だて正夢」ロゴマーク等使用状況報告書

年 月 日

宮城県農政部みやぎ米推進課長 殿

申請者 住所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

年 月 日付けで使用許可を受けた事項について、「だて正夢」ロゴマーク等使用管理要綱第9条の規定により、その使用状況を報告します。

### 記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 使用期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 使用数量(制作物の数・印刷部数など)
- 5 「だて正夢」の仕入先  
名 称：  
住 所：  
電話番号：  
仕入数量：

(別記様式5) (第11条関係)

「だて正夢」ロゴマーク等使用許可変更申請書

年 月 日

宮城県農政部みやぎ米推進課長 殿

申請者 住所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

年 月 日付けで使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「だて正夢」ロゴマーク等使用管理要綱第11条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 変更する事項  
※使用許可書及び変更後のロゴマーク等が表示された商品等の見本等又は制作物の図案を添付すること。
- 4 変更の理由
- 5 備考

(別記様式6) (第12条関係)

「だて正夢」ロゴマーク等使用中止届

年 月 日

宮城県農政部みやぎ米推進課長 殿

届出者 住所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

年 月 日付けで許可を受けたロゴマーク等の使用を中止するので、  
「だて正夢」ロゴマーク等使用管理要綱第12条の規定により、許可書を添えて  
届け出します。

記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 使用中止の理由
- 4 備考